

電気通信紛争処理委員会（第236回）

1 日時

令和5年11月15日（水）15時30分～16時30分

2 場所

第2特別会議室（総務省8階）及びWeb会議による開催

3 出席者等（敬称略）

(1) 委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、小川 賀代、
小塚 荘一郎、中條 祐介（以上5名）

(2) 特別委員

青柳 由香、大橋 弘、眞田 幸俊、杉山 悦子、矢入 郁子（以上5名）

(3) 総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

課長 飯村 博之、市場評価企画官 西村 邦太、課長補佐 土井 謙太郎

(4) 事務局

事務局長 藤野 克、参事官 小津 敦、上席調査専門官 佐藤 英雄

4 議題

「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポートについて」【公開】

5 審議内容

(1) 開会【公開】

【田村委員長】 ただいまから、第236回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様には、御多用中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、委員5名全員が御出席ですので、定足数を満たしております。また、特別委員の方5名に御出席いただいております。

今回、皆様には総務省の会議室に御参集いただいておりますが、一部の特別委員の方には、御都合により、ウェブ会議により御出席いただいております。会議室で御出席の皆様は、御発言の際に挙手をお願いしたいと思いますし、ウェブ会議で御出席の皆様には、御発言の際に、チャット又は挙手機能でお知らせいただきまして、指名の後にカメラとマイクをオンにして御発言をお願いしたいと思います。

傍聴につきましては、ウェブのみによる参加といたしまして、事務局側で傍聴の方のカメラもマイクもオフにさせていただきます。御了承いただきたいと思っております。

(2)議題：「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポートについて」【公開】

【田村委員長】 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日は、公開の議事となっております。議事次第のとおり、「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポートについて」ということで、総合通信基盤局の電気通信事業部事業政策課の西村市場評価企画官から御説明をお願いいたします。本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【西村市場評価企画官】 ただいま御紹介いただきました事業政策課の西村と申します。本日はお時間頂きまして、大変ありがとうございます。

それでは、資料の236に基づいて御説明させていただきます。

本日は、本年8月31日に公表しました令和4年度電気通信事業分野における市場検証年次レポートの概要を御説明させていただきます。年次レポートの本体自体は400ページ程度という非常に大部ですので、本日は主だったところを御説明させていただきます。

1枚目は、本日も話する構成、全体像になります。年次レポートの構成の順番にしており、大きくローマ数字のⅠからⅣの構成となっております。また最後に、御参考に令和5年度年次レポートの取りまとめに向けた方向性についても御紹介させていただきます。

それではまずⅠの項目についてですが、これは総務省における電気通信事業分野に関する市場検証の仕組みの概要を御説明するものです。後ほど詳細を御説明いたしますが、市場検証の仕組みは大きく二つの項目で構成されてまして、一つはローマ数字Ⅱの電気通信事業分野における市場動向の分析、それからもう一つは、ローマ数字ⅢとⅣの項目の電気通信事業者の業務に関し、電気通信事業法で規定する禁止行為規制、そのほか、これまで公正競争の確保などを目的に総務省から各事業者の方へ要請した事項についての遵守状況の確認の二つの観点があります。

まず、電気通信事業分野における市場検証の概要、仕組みについての御説明です。

3 ページです。こちらは総務省が実施している市場検証の全体像になります。スライドの図の左側、基本方針として、ここでは市場検証の目的、検証の対象、検証の方法などの方向性を定めています。この基本方針に基づきまして、右側ですが、検証実施スケジュールや具体的な検証項目を年次計画の形で、毎年、夏頃定めております。令和4年度分の検証につきましては、この年次計画に基づきまして、スライドの真ん中にありますとおり、先ほど御説明した大きく二つの観点から検証を行っているところです。なお、基本方針と年次計画につきましては、別冊で参考添付してありますので、適宜、御参照ください。毎年度の検証結果は、スライド図の右側にあります冒頭御紹介しました年次レポートの形で夏頃に取りまとめておりますが、その取りまとめに当たりましては、スライド上側のピンク部分に記載があります電気通信市場検証会議において、大橋座長を始め、各構成員の方々から御助言を頂きながら分析、検証を行い、取りまとめているところです。

それでは、4 ページをお開きください。このスライドでは、市場検証の二つの観点に基づいた、それぞれの主な項目についての御説明になります。

一つ目の観点ですが、スライドの左側、市場動向の分析についてです。電気通信事業報告規則に基づく各種データの報告ですとか、事業者・利用者へのアンケート等を通じまして、①の表にありますとおり、検証対象市場ごとに、例えば移動系、固定系に分けまして、それぞれ小売・卸売市場などに分解して、分析、検証を行っているところです。そのほか、その下に②、③と、例えばIoTなどを活用したソリューションサービスといった法人向けサービスの実態把握ですとか、電気通信事業者間の研究開発競争の状況の実態把握などを行っております。

スライドの右側ですが、電気通信事業者の業務の状況等の確認が、もう一つの観点になります。これは事業法等に基づく規制の実効性を確保するために、定期的・継続的に情報収集を行い、事業者の業務の健全性、適正性に係る問題の早期発見、改善の取組を推進することが目的になってます。

この業務の状況等の確認につきましては、スライドの赤枠で、大きく3点です。一つ目は市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況の確認、もう一つ目は、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況

等の確認、それから三つ目が、その他電気通信事業者に対するグループ内事業者等への優先的な取扱い等についての実態把握になります。

さらに、スライドの一番下を御覧ください。令和3年度からの取組といたしまして、御紹介した二つの観点に基づくそれぞれの検証項目に関し、特定の項目を深掘りして検証する重点的検証という項目を設けています。これは毎年度の市場の状況等に応じまして、毎年作成する年次計画においてトピックを定めているところです。

本日御紹介する令和4年度の市場検証年次レポートにおける重点的検証項目につきましては、次のスライドで御紹介いたします。5ページをお開きください。スライドの表の2の電気通信事業分野における市場動向の分析、これは一つ目の観点ですが、2の(1)①、②、市場動向の分析に関する重点的検証の項目になります。令和3年春に、移動体通信事業者NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクなどから新しい料金プランが示されたことを踏まえまして、2(1)①の移動系通信市場をめぐる市場環境の変化の影響を項目立てしたところです。また、これに加えまして、②のとおり、電気通信市場検証会議の下に設置した公正競争の在り方検討会での御議論を踏まえまして、ローカル5G事業における実態の把握も項目立てしているところです。

3の電気通信事業者の業務の適正性等の確認につきましては、3の(1)のとおり、これも公正競争在り方検討会での御議論を踏まえまして、NTT東西における局舎スペースの利用に関する検証など、市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱いの有無等の検証を重点的検証の項目としています。

6ページです。ここからは年次レポートの中身の概略を御説明いたします。まず、市場検証に係る観点の一つ目の項目としまして、市場動向の分析を御紹介いたしましたが、その実態の把握について御説明いたします。スライドの中ほどに、タイトルの下に①から⑥と記載していますが、①と②は市場動向の分析に係る重点的検証に関する項目になります。③から⑥は定期的・継続的に行っている実態把握の項目になります。

まず、①、②から御説明いたします。7ページを御覧ください。重点項目の一つ目、移動系通信市場をめぐる市場環境の変化の影響です。まず、移動系通信市場の令和4年度中の実態についてですが、スライドの四角囲いを御覧ください。

さい。市場環境の変化といたしまして、先ほど御説明した令和3年春以降の各社からの廉価プラン等、より低廉な新料金プランが提供され、楽天モバイルにおいて、従来の「Rakuten UN-LIMIT VI」のゼロ円プランが「Rakuten UN-LIMIT VII」の開始でプラン形態が変わったこと。それから、スライドの右下の表ですが、MNOによる通信事故が断続的に発生したこと。さらにスライドの左下のグラフのとおり、5Gの契約数が増加したことなどが挙げられます。

8ページです。このスライドでは、前のスライドで御説明した環境変化に関し、分析をした一例の御紹介になります。MNO廉価プランの提供など市場環境の変化の影響に関しまして、利用者アンケートを実施したところです。アンケートを通じて、各サービス間で顧客の移動状況について分析しました。スライドの表でお示ししていますのは、以前利用していたサービスから、どのサービスに変更したのかという顧客移動状況を示すものです。四角囲いを御覧ください。

一つ目のポツのチェック部分ですが、アンケートを通じまして、MNO廉価プラン等の利用者には三つの傾向が見受けられました。一つ目は、同一事業者が提供するプランから変更した利用者の割合が4割から6割。他方で、楽天モバイルに関しましては、楽天モバイルから他のMNO・MVNOへ変更した利用者が一、二割存在する。スライドには図をお示ししていませんが、通信障害に備えるためのサブ回線の利用者というのが一定程度存在するという、この三つの傾向があったところです。

また、二つ目のポツに記載してありますが、利用者アンケートでは、各事業者のサービス間の代替性についても確認しています。チェックのところにあるとおりです。

その結果といたしまして、メイン回線では総じて同一事業者が提供するブランドが変更先として1割から3割程度、楽天モバイルでは幅広い事業者のサービスが代替先として選ばれているところです。

次のスライド、9ページを御覧ください。重点的検証項目の二つ目になります。ローカル5Gの活用領域ごとの動向、各社の連携状況、課題について、法人利用者へのアンケートと事業者ヒアリングを通じて実態把握を行いました。

四角囲いを御覧ください。

①の法人利用者アンケートにおきましては、用途として「I o T機器接続」が約7割、業種は「製造業」が最も多く、3割となっております。

また、②の事業者ヒアリングを通じて実態としまして、商用段階に進んでいるものは少なく、工場、鉄道・道路、それから空港などの現業分野における実証案件が多いという状況です。

③と④ですが、公正競争上の課題に関しましては、課題に係る具体的な事象が顕在化しているものではないですが、引き続き、令和5年度以降も検証を行っていく予定です。

10ページになります。ここからは例年実施しております市場動向に関する検証項目の概要になります。お時間の都合で恐縮ですが、主な市場として、移動系、固定系の小売市場、法人向けサービスと研究開発競争に絞って御説明いたします。また、移動、固定それぞれ、通信市場の検証の方法、検証の対象、指標については、冒頭で御説明しました基本方針の別表に定めてますので、参考資料を適宜、御参照ください。

四角囲いについてですが、ここからのスライドでは、指標のうち市場構造に関する指標、市場全体の動向に関する指標、事業者の動向に関する指標の三つを主に記載し、御説明いたします。

まず、移動系通信の小売市場ですが、ポツの一つ目、市場の構造については、MNO 3社で合計シェアが8割を超えるという状況が継続してます。

また、楽天モバイルのMNOとしての参入後、令和4年度時点ではシェア2.2%となり、前年同期比でシェアは減少させております。他方でMVNOのシェアは微増となっております。

以下、市場全体の動向や事業者の動向については、記載のとおりです。

次のスライドは参考になります。移動系通信市場のうち、通信モジュールなどを除いた、いわゆる携帯電話向けの通信サービスの市場の小売市場についてお示ししたスライドになります。傾向としましては、四角囲いのおり、移動系通信市場全体とほぼ同様ですので、後ほど御覧ください。

12ページです。こちらは移動系通信市場の部分市場に当たります通信モジュール市場についてです。四角囲いのポツの一つ目、市場構造については、移

動系通信市場とは異なりまして、MNO 3社で合計シェアは8割を下回っており、各事業者のシェアの変動が比較的大きい、また、MVNOのシェアも20%超となっているという状況です。

ポツの二つ目以降は記載のとおりですが、年次レポートでは、これらの指標からも、各社間での競争が活発に行われていることが推察されます。

次のスライド、ここからは固定系通信市場になります。年次レポートでは、固定系通信市場をデータ通信と音声通信に分けまして、固定系のデータ通信を更に三つの市場に分けています。一つは固定系ブロードバンド、二つ目が固定系超高速ブロードバンド市場、そしてF T T H市場に分けています。このスライドではF T T H市場を取上げ、その小売市場について御紹介するものです。四角囲いを御覧ください。F T T H市場の設備設置事業者別のシェアについてです。卸役務の提供に係るシェアを含めると、N T T東西のシェアは全ての地域ブロックで5割から8割となっている状況です。他方で、中部・沖縄などではKDD Iグループ、近畿・中国・四国・九州では電力系が一定のシェア、関東ではソニー系がシェアを増加させているという状況です。

次のスライド、14ページ、15ページは参考になります。F T T H市場のうち、14ページはサービス提供主体別のシェアを示したものですので、後ほど御覧ください。

また、15ページにつきまして、本日は小売市場を主にしましたが、F T T H市場の中でも、N T T東西における光アクセス回線の卸売サービスについて、御参考までに添付してます。

16ページを御覧ください。ここからは固定系通信市場の部分市場のうち、I S P市場と御参考までに固定電話市場について御紹介するスライドが続きます。

まずI S P市場ですが、N T T、KDD I、ソフトバンクの各グループ、それからベンダー系が10%から30%程度、それぞれシェアを分け合うという状況が継続しています。

また、契約数5万件以上のI S P事業者数は、ここ数年で55社程度となっています。

年次レポートでは、過去の推移を踏まえると、特定の事業者が圧倒的なシ

エアを有するという市場環境にはなっていないという記載をしているところで
す。

次のスライド、固定電話市場については御参考になりますので、後ほど御覧
ください。

その次も飛ばせていただきまして、19ページまで飛んでいただきまして、
ここまでは移動、固定通信市場を見てきましたが、法人向けサービスについて
も実態把握の対象項目としてますので、簡単に御説明いたします。

いわゆるI o Tなどの通信サービスを用いた法人向けソリューションサービ
スなどの領域ですが、令和3年度から試行的な市場画定を積み重ねまして、令
和4年度においては、サービスの供給側、需要側の両面から事業者ヒアリング、
アンケートを行い、四角囲いのポツの一つ目のおり、この三つの観点で実態
把握を行っているところです。

このうち③の事業者間競争の状況と市場画定について御説明いたします。ポ
ツの二つ目を御覧ください。まず、事業者間競争に関しましては、サービスの
提供事業者の競争状況を把握対象として、調達先候補などを調査したところ
です。チェックの一つ目にありますが、法人向けサービスの需要者からの調達先
候補としましては、国内主要電気通信事業者が優先的に選ばれるという傾向が
ある一方で、チェックの二つ目にありますとおり、S I e rなど他のレイヤー
の事業者が調達先候補に含まれておりまして、年次レポートにおきましては、
レイヤーをまたいだ競争が行われている可能性がある」と記載しているところ
です。

次の20ページを御覧ください。続いて、法人向けサービスの市場の画定に
ついてです。先ほど申し上げましたが、令和3年度から試行的に市場の画定を
行っていますが、令和4年度では、実態調査を踏まえまして、スライド図にあ
るような市場画定をしています。例えば、スライド図表の右側の拠点間通信や
インターネット利用、I o Tなどの用途ごとに需要者が選択する回線は移動系、
固定系など、範囲が異なります。また、通信回線単体ではなく、ソリューショ
ンサービスとセットになるケースもあります。言い換えますと、需要者のニー
ズに応じて市場横断的なサービスが提供されているということから、ニーズご
と、用途ごとに市場を構成していると捉え、スライドの図のような市場画定を

しているところです。令和5年度以降は、この市場画定に基づきまして、更に検証を進めていく予定です。

次のスライド、御参考になります。研究開発競争の状況ということでスライドをお付けしていますが、こちらも後ほど御覧いただければと思います。

22ページをお開きください。次に、市場検証の二つ目の観点である電気通信事業者の業務の適正性等の確認について、スライドタイトルの下にあります①から④について、概略を御説明いたします。

23ページを御覧ください。電気通信事業者の業務の適正性等の確認につきましては、事業法に基づく禁止行為規制や、これまでの各関係事業者に対する各種要請文書で記載された検証項目に基づきまして、下の表の左側に記載した項目について、検証を行っているところです。例えば、下の表の左側の列の項目の重点的検証のところを御覧ください。市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証の確認結果としまして、右側の欄のとおり、①のNTT東西の局舎スペースの利用については、スペースや電力のリソース利用の申込みの対応状況の検証や、NTT東西への各種手続に関しまして、NTTグループ各社による手続と他の事業者による手続のリードタイム比較などの検証を行ったところです。令和4年度の年次レポートを取りまとめる時点においては、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかったとしてます。

そのほか、ほかの項目も検証を行っており、総じて、現時点においては、禁止行為規制等に関する対応状況に問題が見られなかったところではありますが、定点的・継続的に検証を行いまして、問題の早期発見というのが大切ですので、令和5年度以降も引き続き検証を行っていく予定です。

次のページを御覧ください。NTTドコモ100%子会社であったNTTレゾナントが令和5年7月にNTTドコモに吸収合併されたことに伴いまして、その組織再編に係る検証も令和4年度で行っているところです。

25ページになります。まず、NTTが実施する組織再編につきましては、令和3年度の年次レポートにおきまして、今後、組織再編が発生した場合の市場検証の取組の対応方針を明らかにしています。対応方針の対象となる組織再編としまして、NTTドコモによるその特定関係法人の吸収合併や、NTT持

株やNTT東西と旧NTTの分離会社との合併を念頭に、スライドの中段の「今後の対応等について」のとおり、必要に応じまして、市場検証会議で検討を行うこととされてます。そのため、今般のレゾナント吸収合併の件につきましても、この対応方針に基づきまして、検証会議において検討を行ったところです。

次のスライドを御覧ください。まず、吸収合併による通信サービスの現況ですが、四角囲いのポツの一つ目のとおり、NTTドコモによるレゾナントの吸収合併に伴いまして、MVNOである「OCNモバイルONE」やISPサービスの「OCN」などについて、NTTドコモが継続提供することとされております。

ポツの二つ目を御覧ください。同一グループ内の再編でありますので、現行の電気通信事業法上、本合併自体を直接、事前に規制する規定はありませんが、先に御説明したとおり、年次レポートに基づきまして、令和5年6月の電気通信市場検証会議で、NTTドコモと競争事業者からヒアリングを行いまして、公正競争に与える影響の検討を実施したところです。

27ページを御覧ください。市場検証での議論を踏まえると、移動系通信市場等におけるNTTドコモのシェアが一部の市場で増加することがあるものの、大幅にシェアを増加するというものではありませんので、現時点におきましては、公正競争上、具体的な問題があるとまでは言えないとしています。

また、NTTドコモにおいては、スライドの中段、①から③の事項について取り組み、その状況を引き続き市場検証会議に報告することとされたところでます。令和5年度におきましても、引き続き検証を行う予定です。

以上が観点の二つ目の電気通信事業者の適正性等の確認についてです。

ここからは御参考ですが、参考資料に添付しております令和5年度の年次レポートにつきまして、少し御紹介させていただきます。スライドの28ページ、29ページを御覧ください。こちらは先ほど御紹介した令和4年度の市場検証の概要にスライドが似てますが、令和5年度の検証の方向性について示したものです。

令和5年度の取りまとめの方向性につきましては、本年8月に策定した令和5年度年次計画において定められてます。スライド左側の市場動向の分析については、定点継続的な観測が主ですので、令和4年度とほぼ同様になります。

他方で右側の電気通信事業者の業務の状況等の確認につきましては、事業法に基づく禁止行為規制の遵守状況などの令和4年度の確認項目に加えまして、赤枠の経営・財務状況や、例えば個人情報保護などの法令・ガイドラインの遵守状況、通信事故などのリスクマネジメント・ガバナンス体制について把握を行うことを予定しています。

また、スライド右側の点線枠囲いのおり、その目的は、非常時の対応だけでなく、平時から各事業者の抱える通信サービスを提供する上でのリスクを踏まえたモニタリング強化を行うこととなっています。

以上、大変長くなりましたが、私からの説明は以上になります。

【田村委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に関しまして、委員、特別委員の皆様から、何か御質問等ありますか。眞田特別委員、どうぞ。

【眞田特別委員】 御説明どうもありがとうございました。資料の11ページを拝見していて、MNOとMVNOの右側のグラフを見ると、MNOとMVNOの比率の差が拡大しているように見受けられる理由、どういう状況でこういうことが発生しているのかお伺いします。

回線数からは相当な数、各個人が持っている状況からすると、比較的、若い方が第2回線、第3回線を使っている状況で、本来であれば、経済合理性の下で、お得な回線を選ぶ気がしますが、どうもそういう状況になっていない。これはどういう位置づけなのでしょう。

【西村市場評価企画官】 ありがとうございます。令和4年度の年次レポートの中で、その差分についての分析をしたところではございませんが、一般的に言われていますのは、MNOがいろいろな廉価サービスを提供する中で、新しい、より安い料金プランが出ている。MVNOの料金プランと近接しているといった市場環境などが背景にあるのではないかと推測はされるところかと思えます。

【眞田特別委員】 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 よろしいでしょうか。

【眞田特別委員】 はい。

【田村委員長】 ほかの委員、特別委員の方々、いかがでしょうか。矢入特別委員、どうぞ。

【矢入特別委員】 矢入です。資料の29ページ、左側の検証対象市場に係る競争状況等の分析の項目についてお伺いしたく、質問させていただきます。

小売と卸売のところで「通信モジュール市場」と書かれている部分は、車載で通信が売られていたり、例えば電子書籍とかを買ったり、そこにモバイルの通信が入っていたり、既にIoT的なサービスが入っていると思うのですが、法人は、「ソリューション」という言い方で別の言い方をされています。名前を変えられた理由、法人は少し違った使い方をしているので違ったカテゴリーにしたとか、何かありましたら、お聞かせいただければ幸いです。

【西村市場評価企画官】 ありがとうございます。まず、通信モジュールの御理解については、そのとおりでございます、いわゆるIoT機器に該当するようなものということです。

それから、もう一点の①通信モジュール市場、小売の通信モジュール市場と法人向けサービスの中の通信モジュールを活用したところというのは、一部重複しているところはあります。ただ、法人向けサービスに関しましては、通信モジュールそのものの販売契約数のカウントだけではなく、それプラスソリューションサービスとセットで販売しているようなケース、横断的に販売しているようなケースを捉えたいということで、このような区分けを設けているところです。

【矢入特別委員】 ありがとうございます。非常によく分かりました。

【田村委員長】 ありがとうございます。

青柳特別委員から質問があるようですので、どうぞ。

【青柳特別委員】 お願いいたします。スライドの26ページに関する質問をさせていただきたいと思います。

こちらの四角の中の2ポツのところ、現行の電気通信事業法上、本合併自体を直接、事前に規制する規定はないというのが同一グループ内の再編であると書いてあるのですが、この点につきまして、仮に同一グループ内の再編でない場合には、事前に規制するという手続が電気通信事業法の中に用意されているのか否かという質問です。仮にあるとすれば、独禁法上の合併規制との関係はどうか教えていただきたいと思います。

また、もし仮に先ほどの同一グループ内の再編ではない場合の事前規制のよ

うなものが電気通信事業法の中にあるのであれば教えて下さい。もし、ないのであれば、そういったことについて、今後、立法的に動かす余地があるのか否か、その点のお考えなどがあれば教えていただきたいと思います。アメリカではFCCも電気通信事業者の合併審査に関わっている背景を踏まえての質問です。

【土井課長補佐】 事業政策課です。現行法上、登録の更新の制度につきましては、グループ外の再編について適用がありますが、資料記載のとおり、合併自体を直接、事前に規制する規定はないといったところを説明しているところです。独禁法との関係について御質問がありましたが、独禁法での規制につきましては、事業法とはまた別の観点から設けられていると理解しておりますし、事業法の中ではこういった整理になっているといったところを御説明しております。

【田村委員長】 青柳特別委員、どうぞ。

【青柳特別委員】 ありがとうございます。続きまして、これの関連ということになろうかと思いますが、次の26ページに関連して質問させていただきます。

NTTドコモに関する組織再編の検証が行われたことを御紹介いただきまして、ありがとうございました。これについて、この検証が規制の体系の中でどういった位置づけにあるものなのかを知りたいのが1点と、今回は具体的な公正競争上の問題はないという結論だったわけですけれど、検討の結果、仮に何か問題があるとなった場合には、どの部署が担当して、恐らく総務省の担当と考えるのですが、どういった措置が取られることが予定されているのか、教えていただけますか。

【西村市場評価企画官】 まず、この検証自体は、さきに御説明したとおり、令和3年度の年次レポートに基づき検証会議で実施するもので、そこで、事業法又はNTT法の各条に基づく要請、行政指導の実施やNTT法第16条に基づく監督命令などを行うことも想定されるという記載まではしています。

【土井課長補佐】 1点補足させていただきますと、説明は割愛させていただきましたが、25ページ目の一番後のポツのところで、検討の結果、公正競争を確保するための対応が必要と判断された場合の対応については一定程度整

理はさせていただいておりますので、こちらを参考にさせていただきますと幸いです。

【青柳特別委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかの方、いかがでしょうか。眞田特別委員、どうぞ。

【眞田特別委員】 21ページの研究開発の状況ですが、このグラフを見ると、比較的、特定の会社様が非常に大きくなって、ほかの会社様とかなり差がついている状況のような気がします。先ほどのお話にもありましたが、特定の会社様のところに、ある意味、集中的に物事が起こっているような気がするのですが、こういう状況はどういうふうに捉えられて議論されているのでしょうか。

【西村市場評価企画官】 ありがとうございます。この検証会議自体で、この差分について議論したことはございません。非常に難しい問題かと思いますが、過去のいろいろな経緯もあろうかと思っております。

【田村委員長】 ありがとうございます。眞田特別委員、よろしいですか。

【青柳特別委員】 関連して質問してよろしいですか。

【田村委員長】 それでは、青柳特別委員、どうぞ。

【青柳特別委員】 放送ではNHKに研究開発の義務づけがありますが、NTT法の下で、NTTがそういった義務付けを受けていることはありますか。

【西村市場評価企画官】 義務ではないのですが、NTT法の中で責務として、研究開発の推進というものは規定されています。

【青柳特別委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 それでは、中條委員、どうぞ。

【中條委員】 中條です。今の21ページのところに関連して、楽天であると、恐らく通信以外のものも含めて研究開発をされているのかなと思うのですね。もし公表データで整理されているとすると、セグメント別に研究開発が出ている場合もあるかと思えます。そういった電気通信関連のところで比較されてみると、より良いのかなと思ったのですが、その辺りのお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

【西村市場評価企画官】 ありがとうございます。御指摘のとおりかと思えますので、来年度以降の検証におきます参考にさせていただければと思います。

【中條委員】 ありがとうございます。もう一点ですが、利用者向けのアンケートは、どのような形でサンプルを取られているのか、もしお分かりでしたら教えてください。

【西村市場評価企画官】 令和4年度のアンケートにつきましては、有効回答数6,000人を対象としまして、インターネット調査、民間事業者に委託する形で行ってます。

【中條委員】 承知しました。皆さんもインターネット調査などを利用されているのですね。大変参考になりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、眞田特別委員。

【眞田特別委員】 関連して、21ページのところで、少し切り分けが難しいと思うのですが、研究と開発がもし区分できるのであれば、そういう区分で見られると非常によろしいのかなと個人的には思いました。というのは、開発、つまり商売に関連する部分の比率と、本来、例えばNTT様ですと、今までのいきさつで国から資産をお預かりして、公共のためというような位置づけで研究をされている部分もあったはずだと。ただ、それにしても、この比率がどれぐらいなのかというのは少し気になるころではあるので、そういうものが見えると、費用の位置づけがよく分かるのかなと個人的には思ったのですが、いかがでしょうか。

【西村市場評価企画官】 貴重な御意見ありがとうございます。実際にデータを収集するときに、どこぐらいまでその区分けができて、収集ができるかどうかというのを調べながら、来年度以降の検証に生かしていきたいと思います。

【田村委員長】 ほかの委員の方々、いかがでしょうか。特にございませんか。どうぞ、小塚委員。

【小塚委員】 小塚です。先ほども話題になりましたNTTドコモとNTTレゾナントの組織再編の問題ですが、資料を拝見する限りでは、NTTレゾナントは幾つかのサービスを提供しておられた。つまり、私は競争の専門家ではありませんが、関連する市場が幾つか、複数に渡っていたのだと思います。その中で、確かにMVNOサービスを提供していたということで、これはNTTドコモの提供するサービスの市場と同一の市場に関わるサービスを提供してい

て、これについては、資料の27枚目で、NTTドコモに対して、公正競争に影響を与えないようにというような義務を課しておられます。それ以外の市場については、どのような整理がされているのでしょうか。関連していれば、同一の市場でなくても、例えば抱き合わせサービス等の形で影響があり得ると思いますが、その辺りの整理はなされたのでしょうか。

【西村市場評価企画官】 資料の都合上、移動系のところだけにしましたが、ほかにISP市場における影響、これはOCNとの関係、それからFTTH市場における影響、これはOCN光との関係ですが、それぞれシェアの検証をしており、総じて、こちらのスライドでも御説明しているとおり、大幅なシェアの変化というものが見受けられなかったという結論で整理はしています。ただ、いずれの市場におきましても、今後のシェアの変動ですとかモバイルサービス、それから抱き合わせも含めまして、公正競争上の影響は注視していく必要があると整理しています。

【小塚委員】 ありがとうございます。影響を注視するというのは全部含んでいて、報告義務を課したのはモバイル市場に限る、そういうことでしょうか。そちらについても実はNTTドコモに対して報告義務はかかっているわけですか。

【土井課長補佐】 御質問ありがとうございます。事業政策課です。今回、報告していただく内容は主にNTTドコモに課されている禁止行為規制の観点から整理した事項になりますので、移動系通信に関わる内容が主になってくるかと思いますが、固定系に関わるものも含まれ得ると考えております。禁止行為規制の観点で、ほかの市場も関係するということであれば、当然、そこも見えていくものと考えています。

【小塚委員】 分かりました。ありがとうございます。

【中條委員】 8ページのところで教えてください。比較的、同一事業者の中でプラン変更した方が多いということで、他方でまた、他の事業者さんへ変更した方もいらっしゃるケースもあって、その辺りの属性などについて、もしお分かりでしたら教えていただけたらと思います。

【西村市場評価企画官】 例えば年齢別とか、そういった区分けの属性までは、今回は詳細に分析しておりません。

【中條委員】 通信品質等を重視したというところで、理由などを一部お示しいただいておりますが、通信品質以外では何か重視されている項目などはお分かりでしょうか。

【西村市場評価企画官】 例えば、データ通信容量やアフターサポートなどの項目で調べてます。

【中條委員】 ありがとうございます。ちなみに、他の事業者へ変更される方というのは、やはり価格でしょうか。

【西村市場評価企画官】 通信品質などもあるようです。

【中條委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかの御質問等ございませんか。どうぞ、小川委員。

【小川委員】 スライドの7ページについて、御意見を伺いたいと思っております。重大な事故のリストがありますが、やはり新しいプランの提供が始まることによって、ある一定の負荷とかが生じて、重大事故を引き起こしやすくなったのかとか、もしそういった検討をされているようでしたら、教えていただければと思います。

【西村市場評価企画官】 ありがとうございます。実は年次レポートの範ちゅうでは、通信事故の原因、影響についてはお調べをしておらず、お手元でお返しできるものはありません。ここで重大事故の表を挿入した主な趣旨は、通信事故に応じて、例えばメイン回線プラスサブ回線のように、どれくらいサブ回線数が増えたかを測る趣旨で入れさせていただいた次第です。

【小川委員】 分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 他の委員の方も、質問が多々あろうかとは思いますが、予定された時間も参りましたので、この辺で質疑を終えたいと思います。西村市場評価企画官におかれましては、本日は誠にありがとうございました。

【西村市場評価企画官】 ありがとうございます。

【田村委員長】 御退室していただいて結構です。

(事業政策課職員退出)

(3)閉会【公開】

【田村委員長】 それでは、本日の議題は以上です。委員あるいは特別委員の皆さんから、何かございますか。それでは、事務局から何かございますか。

【小津参事官】 事務局です。本日は、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。次回の日程につきましては、後日、改めて御連絡させていただきます。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —